申請に対する処分

処分名	特別療養費の支給決定
根拠法令	国民健康保険法第54条の3
所管課	国民健康保険課(名瀬)保険福祉課(住用)市民課
	(笠利)

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険資格証明書の交付を受けている被保険者が属する世帯の世 帯主

支給申請の方法

「国民健康保険療養費支給申請書」に療養に要した費用に関する証拠書類(領収証等)を添付し申請する。

支給の要件

診療費を全額負担していること。

2 標準処理時間

30日から60日までの間(ただし、診療報酬明細書等の審査次第によっては、若干支給時間が延びる可能性がある。)